山梨県安全・安心なまちづくり関係標語使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「山梨県安全・安心なまちづくり標語」又は「山梨県『声かけ、あいさつ運動』標語」(以下、「標語」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

- 第2条 標語の使用については、次に掲げる使用基準を満たすことを要件とする。
 - 1 「山梨県安全・安心なまちづくり条例」又は「山梨県『声かけ、あいさつ運動』」 の趣旨に沿ったものであること。
 - 2 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
 - 3 法令や公序良俗に反しないこと。

(使用料)

第3条 標語の使用料については、無料とする。

(使用手続き)

第4条 標語を使用しようとする者は、別紙様式による届を知事に提出しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、その提出を省略することができる。

- 1 県(県教育委員会及び県警察を含む)が使用するとき。
- 2 学校教育法に基づく県内の学校が教育の目的で使用するとき。
- 3 県政記者クラブに属する報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。

(不当な使用の回避等)

第5条 標語の使用にあたっては、県民等に不快感や誤解を与えるような使用を避けなければならない。

(使用者の青務)

第6条 標語の使用に関する事故、苦情等が発生した場合、一切の責任は使用者に帰属 するものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(使用の中止等)

- 第7条 知事は、標語の使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その 使用を差し止め、または中止させることができる。
 - 1 特定の個人または団体、企業の売名に利用する場合
 - 2 不当な利益を得るために利用する場合
 - 3 山梨県の品位を傷つけ、または標語を制定した趣旨の妨げとなるおそれがある 場合
 - 4 山梨県が行う事業、または山梨県が支援等を行う事業を推進する上で、支障が 生ずるおそれがある場合
 - 5 その他、使用が不適当と認められる場合

(使用状況の調査等)

第8条 知事は、必要に応じ、標語の使用者に対し、標語の使用状況等について、報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(標語の権利)

第9条 標語に関する著作権等一切の権利は、山梨県に帰属する。

(標語の管理)

第10条 標語の管理は、山梨県県民生活部県民生活安全課において行う。 (その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、標語の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。